

山梨県公報

第千五百十号

平成十六年

九月十六日

木曜日

目次

告示

道路の供用開始(二件)……………五九七

公告

一般競争入札に係る総合評価競争入札について……………五九七

肥料の登録……………六〇四

公共測量の終了……………六〇四

土地改良区役員の退任及び就任……………六〇四

一般競争入札について(二件)……………六〇五

告示

山梨県告示第四百十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十六年十月七日まで一般の縦覧に供する。
平成十六年九月十六日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	下神内川石和温泉停車場線	東山梨郡春日居町大字小松字西田一一二番の二地先から東山梨郡春日居町大字小松字下河原一一六〇番の二地先まで	一九・〇	平成十六年九月十六日

山梨県告示第四百十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十六年十月七日まで一般の縦覧に供する。
平成十六年九月十六日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
一般国道	一三九号	富士吉田市下吉田字法華堂五七七番の二地先から富士吉田市下吉田字新田五四九番の二地先まで	八一・〇	平成十六年九月二十七日

公告

● 一般競争入札に係る総合評価競争入札について
次のとおり一般競争入札に係る総合評価競争入札(以下「総合評価一般競争入札」という。)を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
平成十六年九月十六日

山梨県知事 山本 栄彦

一 総合評価一般競争入札に付する事項

- 業務名
人事評価・人事異動支援システム開発業務及び機器賃貸借
- 業務場所
山梨県企画部情報政策課(山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)及び知事が指定する場所
- 業務内容
人事評価・人事異動支援システムの開発、導入準備及び運用試験並びに職員に対する研修
- 履行期間
なお、詳細は、人事評価・人事異動支援システム開発業務委託及び機器賃貸借に係る総合評価一般競争入札説明書によること。

システム開発については契約締結日の翌日から平成十七年三月三十一日(木)まで、機器賃貸借については契約締結日の翌日から平成二十二年の契約日までの六月

二 参加資格

- 1 平成十六年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等(平成十六年山梨県告示第百六十七号)の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
- 2 本業務を遂行するために必要とされる資格・業務経験を有する技術者を継続して従事させることができる者であること。
- 3 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

- 1 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県企画部
情報政策課電子自治体推進担当 電話〇五五 二二三 一四一九
- 2 入札説明書の交付方法
この公告の日から平成十六年十月二十六日(火)までの山梨県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに三の1の交付場所において交付する。
- 3 入札参加資格確認申請書の提出方法
平成十六年九月十七日(金)から平成十六年十月一日(金)までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに山梨県企画部情報政策課電子自治体推進担当(山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に持参すること。
- 4 入札参加資格審査結果の通知
入札参加資格審査結果は、書面により通知する。
- 5 入札書等の提出期間及び提出方法
平成十六年十月二十六日(火)午後一時から午後二時までに山梨県企画部情報政策課(郵便番号四〇〇 八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に持参し、又は同月二十五日(月)午後五時までに山梨県企画部情報政策課電子自治体推進担当あてに必着するよう郵送すること。ただし、郵送による場合は、書留郵便とすること。
- 6 開札の日時及び場所

開札は、平成十六年十月二十六日(火)午後二時に山梨県企画部情報政策課(山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)で行う。

7 入札方法

- (一) 落札決定は、総合評価一般競争入札をもつて行うため、入札書及び技術提案書等を提出すること。
- (二) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (三) 入札価格が著しく低い場合については、山梨県人事評価・人事異動支援システム△開発業務委託契約低入札価格調査実施要領に基づき、見積内訳書の提出を求め等のことがある。

8 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不当に阻害したと認められる者が行った入札その他山梨県財務規則(昭和二十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法

- (一) 次に掲げる各要件のいずれにも該当する入札者のうち、入札説明書に定める総合評価の方法により算出された技術点と価格点を合計した総合評価点(以下「総合評価点」という。)が最も高い者を落札者とする。
- (二) 入札価格が、予定価格に百五分の百を乗じて得た額の範囲内であること。
- (イ) 技術提案書の内容が、入札説明書に添付する別紙技術提案書評価表で指定する項目を全て満たしていること。
- (ロ) 総合評価点の最も高い者が二者以上あるときは、技術点の高い者を落札者とする。ただし、技術点と価格点がどちらも同点であるときは、入札金額の低い者を落札者とする。更に、入札金額も同額の場合は、くじ引きにより落札者を決定することとし、入札執行事務に関係のない職員が入札者の代わりにくじを引き落札者を決定する。

四 その他

- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

免除

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否

要

5 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the services to be required

Personnel Evaluation and Relocation Supporting System Development, and Computer equipment for the system 1 set

2 Date and time for tender

2:00PM October 26, 2004

3 Bureau in charge

Electronic Local Government Propulsion Section, Planning Department Information Policy Division, Yamanashi Prefectural Government 6-1 Marunouchi 1-chome Kofu-shi Yamanashi-Ken 400-8501 Japan TEL 055-223-1419

(別紙)

技術提案書評価表

1. 人事評価システムの全体概要

(1) 基本的な考え方

評価項目	評価基準	基礎点	加算点
a)システム全体	<ul style="list-style-type: none"> ・今回開発を予定しているシステム全体の範囲と構成を明らかにすること ・人事評価システムと人事異動支援システムとの関係を明らかにすること 	2点	
b)人事評価システム	<ul style="list-style-type: none"> ・人事評価制度を巡る背景や課題を考慮した上で、システム開発の目的、開発における基本コンセプトについて記述すること ・人事評価における業績評価と能力評価の二つの軸、目標設定、能力評価、評価の集計・調整方法などの基本要件を踏まえた上で、人事評価システムを構築する際の基本的な考え方・方針や全体的な枠組み等を明らかにすること 	2点	
c)人事異動支援システム	<ul style="list-style-type: none"> ・人事異動業務の質的向上や適材適所の実現など人事異動支援システムを開発する目的・開発における基本コンセプトについて記述すること ・人事情報データベースの構築や組織・定員情報の管理、異動作業支援など、人事異動業務の目的・ねらい等を踏まえた上で、人事異動支援システムを構築する際の基本的な考え方・方針や全体的な枠組み等を明らかにすること 	2点	
小計		6点	0点

(2) システムの特徴及び改善事項

評価項目	評価基準	基礎点	加算点
a)システム全体	<ul style="list-style-type: none"> ・人事評価・人事異動支援システム構築に向けての特徴やアピールポイントを分かりやすく記述すること ・人事評価・人事異動支援システムを構築する際の課題や留意事項と、その対応策や改善方針等について記述すること ・システムの運用・保守管理にあたり想定される課題などがあれば記述すること 	2点	2点
小計		2点	2点

2. システム連携

評価項目	評価基準	基礎点	加算点
a)サブシステム相互の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・人事評価システムと人事異動支援システムの連携の考え方、両システム間の役割分担や機能などを明らかにすること 	1点	
b)他システムとの連携	<ul style="list-style-type: none"> ・グループウェアや職員認証基盤、スケジュール管理システム、文書管理システム等の周辺システムとの役割分担、インターフェースの取り方など基本的な考え方を明らかにすること ・また、想定している具体的な方法、やり取りするデータ項目、タイミング等についても記述すること ・システム連携において考慮しておくべき事項があれば、その内容や対応方法について記述すること 	2点	2点
小計		3点	2点

3. 対象ユーザ／組織

評価項目	評価基準	基礎点	加算点
a)情報セキュリティ	・システムで取り扱うデータにおけるセキュリティの考え方、アクセス権の制御方法について明らかにすること	1点	
b)人事評価システムの対象者	・人事評価における評価者と被評価者、一次評価者と二次評価者によるアクセス権の識別、および開示する情報、開示方法などについて記述すること ・兼務者についての評価者の指定方法、評価結果の参照可能範囲について記述すること	2点	
c)人事異動支援システムの対象者	・人事異動業務における一般職員と組織管理者、人事権を有する任命権者等に対するアクセス権の識別、および開示する情報、開示方法などについて記述すること ・兼務者の異動に係る人事権者の識別、人事情報や評価結果等の開示する情報、開示方法などについて記述すること	2点	
小計		5点	0点

4. 各システムの要件機能

(1) 人事評価システム

評価項目	評価基準	基礎点	加算点
a)管理職の目標設定 (目標設定／評価)	仕様書に掲げた機能要件及び業務フロー等と対比しながら、管理職（所属長／所属長以外）の目標設定と評価について、以下の点に留意した上でシステムとしての実装方針をできるだけ具体的に記述すること ・目標レベルの段階的な設定 ・各目標の重み付け（ウェイト）の設定 ・目標レベルと重み付けによる基礎評価ポイントの算出 ・自己評価における達成度ランクの設定 ・目標レベル、重み付け、評価ポイント算出、達成度ランクの設定変更に係る柔軟性（簡易なメンテナンス） ・評価ポイント修正に対する考え方及び設定変更に係る柔軟性	2点	4点
b)管理職の一次評価・二次評価 (貢献目標の評価)	管理職の一次評価と二次評価について、以下の点に留意しながら、システムとしての実装方針をできるだけ具体的に記述すること ・自己評価（申告）から一次評価の記入・承認、二次評価の記入・承認等へと移行する承認フローの実現 ・評価ポイントの合計と評価ランクの段階的な設定 ・評価結果総括表の設定 ・評価ポイント合計の調整と評価ランク設定、総括表等の変更に係る柔軟性（簡易なメンテナンス） ・再評価及び未合意者の調整に係る実装方法及び設定変更に係る柔軟性（簡易なメンテナンス）	1点	4点
c)一般職員の業績評価 (目標設定／評価)	一般職員のチャレンジ目標設定と評価について、管理職との違いに留意しながら、以下の点を踏まえた上で、システムとしての実装方針をできるだけ具体的に記述すること ・目標レベルの段階的な設定 ・各目標の重み付け（ウェイト）の設定 ・目標レベルと重み付けによる基礎評価ポイントの算出 ・自己評価における達成度・プロセス・難易度設定 ・評価ランクの判定表と評点の換算機能 ・目標レベル及び重み付け、達成度・プロセス・難易度設定、評価度ランク判定表及び評点換算等の設定変更に係る柔軟性（簡易なメンテナンス）	1点	3点

d)能力評価	<p>職員の能力評価について、職位・職層の段階に応じた評価の実現と評価ポイントの換算方法などに留意しながら、以下の点を踏まえた上で、システムとしての実装方針をできるだけ具体的に記述すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各考課要素の設定及び設定変更の柔軟性 ・各考課要素に対する評価ランクの設定 ・職位・職層による重み付け（ウェイト）の設定 ・考課要素ごとの評価ポイントと重み付けによる評価ランクの換算 ・評価結果総括表の設定 ・考課要素ごとの評価ポイント、重み付け、評価ランク、総括表等の設定変更に係る柔軟性（簡易なメンテナンス） ・再評価及び未合意者の調整に係る実装方法及び設定変更に係る柔軟性（簡易なメンテナンス） 	2点	3点
e)評価の公正を高める仕組み	<p>以下の項目に留意しながら、公正な評価を高める仕組みについて記述すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価者研修に対する支援方法 ・e-ラーニングに関する実装方法 ・評価者特性のチェック ・評価結果の調整支援方法 <ul style="list-style-type: none"> →評価結果の単純平均・加重平均・標準偏差 →評価の分析に基づく調整、及び調整結果の比較機能 →EUCによる分析の実現、調整結果の再入力 等 ・評価結果の異議申し立てプロセス構築 	2点	4点
f)人事異動に関連する情報の入力	<p>人事異動に関する職員の基礎情報（私の希望と意見）や組織管理者による異動内申書等の入力方法について記述すること</p> <p>入力された情報を人事異動の基礎情報の記録・保存方法について記述すること</p>	2点	2点
小計		10点	20点

(2) 人事異動支援システム

評価項目	評価基準	基礎点	加算点
a)組織・定数管理	<p>組織・定数管理の概念及び機能について明らかにすること</p> <p>次の点に留意しながら、組織構成を示す組織図やツリー（階層）構造図のイメージを示すこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織階層の管理と新旧組織の構造情報保存 ・現任者に係る組織と定数、変更する場合の複数の変更案の作成機能 ・組織定数の仮置きと、異動作業時の変更と整合性の確認機能 ・階層型の組織構造と各所属の定数情報、実数情報 <p>組織図や組織構想図等から組織の改変を行う場合の作業手順や手続きについてイメージを示すこと</p>	1点	8点
b)人事異動データベース	<p>職員情報を一元的に管理するための人事異動データベースの機能について全体的な概要を記述すること</p> <p>人事異動業務を行う際に検索・表示される職員基本情報および次の関連情報について、検索・表示の手順と画面表示のイメージ、検索・表示項目の変更（職員が変更しやすい点に留意）について記述すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私の希望と意見 ・異動内申書 ・人事異動情報（人事基本台帳情報） ・人事評価情報 	1点	4点

c) 人事異動 作業支援	「私の希望と意見」「異動内申」等の職員情報と「組織・定数管理情報」の表示といった人事異動作業への支援内容の全体的な概要について記述すること 人事異動作業の分散に対するシステム側の対応について記述すること 組織図や職員配置図を用いた異動案の検討を行うシミュレーション機能について記述すること シミュレーション上でのチェック項目や異動作業に対する配慮について記述すること 再任用職員に対する管理・識別方法について記述すること エンドユーザコンピューティングなど情報出力への配慮と留意事項について記述すること	2点	8点
d) セキュリティ 管理	人事異動支援システム及び人事異動データベースに関するセキュリティ要件の考え方、システム操作証跡の保存方法等について記述すること	1点	
小計		5点	20点

5. 共通技術要件及び運用・保守に関する要件

評価項目	評価基準	基礎点	加算点
a) ハードウェア・ 基本ソフトウェア に関する要件	システムの機器構成、サーバ間通信等含むネットワーク構成を記述すること システムを実装する主な機器・基本ソフトウェア・ミドルウェア等の製品規格について記述すること ラック内の機器等設置の状況を想定し、システム配置（機器設置）予想図を提示すること システム開発及びテストの環境について記述すること 稼働後の保守・メンテナンス環境について記述すること 既存ハードウェア・OS・ネットワーク等に対し影響が生じる恐れがあれば、記述すること	3点	1点
b) システム・ 性能要件	システムの性能要件の充足方法（通常／通常以外）等について記述すること	2点	1点
c) セキュリティ ポリシー	セキュリティポリシーに基づくセキュリティ対策実施手順書の作成手順・内容について記述すること データのバックアップ方針、災害・障害時の復旧手順等について記述すること アクセス権の設定手順・方法、人事データの蓄積・保存方法、例外アクセス、アクセスログの管理方法等について記述すること	3点	1点
d) システムの運用	システムの運用管理体制、監視方法と監視基準、監視ソフト等について記述すること	1点	1点
e) データの蓄積・ 活用	人事情報について、漏洩・改ざんに対する予防・検知の対策を記述すること	1点	1点
f) 開発導入環境 の概要	システムの開発環境・検収環境について記述すること	1点	
g) 研修方法	職員の研修方法及び研修内容について記述すること	1点	1点
h) ヘルプデスク・ ユーザサポート	稼働初期及び定常稼働時のヘルプデスクの対応方法、サポート基準、体制について記述すること ヘルプデスク・ユーザサポート経費を保守費用に計上すること ヘルプデスク業務の移管に係る費用を見積もること	1点	2点
i) 保守・障害対応	想定される保守・障害対応について記述すること 保守・管理経費の概算を提示すること	1点	3点
小計		14点	11点
技術点合計		45点	55点

同	手塚 註	同	徳永一九五六 一番地	同
同	小澤 光昭	同	上高砂一〇九二番地	同
同	清水 美徳	同	九一八 一番地	同
同	清水 元	同	一〇一〇番地	同
同	穴水 俊一	同	下高砂三二一番地	同
同	伊藤 清三	同	九五番地	同
同	清水 満	同	徳永六一五番地	同
同	清水 亘	同	二〇二二番地	同
同	松本 吉幸	同	榎原三二八番地	同
同	久保田松幸	同	上今諏訪一三三三 一番地	同
同	名取 常雄	同	鏡中条六八七番地	同
監事	清水 嘉明	同	上高砂一一八番地	同
同	安部 重夫	同	下高砂一五三番地	同
同	樋川 初男	同	徳永二〇五三番地	同
同	石丸 重範	同	榎原一八二番地	同

● 一般競争入札について
 次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十六年九月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 一般競争入札に付する事項
 - 1 購入物品等の名称及び数量
山梨県立博物館収蔵庫内資料収蔵用棚類（可動式） 一式
 - 2 購入物品等の仕様等
入札説明書で定める内容等であること。
 - 3 納入期限
平成十七年二月二十八日
 - 4 納入場所
知事が指定する場所（山梨県東八代郡御坂町成田地内）
- 二 一般競争入札の参加資格
 - 1 平成十六年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十六年山梨県告示第百六十七号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
 - 2 重要文化財（文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）にいう文化財のうち、文部科学大臣の指定を受けたものをいう。以下同じ。）又は重要文化財と同等の文化財の保管の用に供することができる収蔵棚を納入した実績を有する者又は調達することができる者であること。
 - 3 この公告に示した物品等を確実に納入できると知事が判断した者であること。
 - 4 納入する物品等に係るアフターサービスを知事の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
 - 5 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- 三 入札手続等
 - 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県出納局 管理課調度担当 電話〇五五 二二三三 一三九五
 - 2 入札説明書の交付方法
この公告の日から平成十六年十月五日（火）までの山梨県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの三の1の交付場所において交付する。
 - 3 入札説明会の日時及び場所
平成十六年九月二十七日（月）午後三時 山梨県県民情報プラザ（山梨県甲府市

<p>丸の内一丁目八番五号)二階会議室</p> <p>4 入札参加資格確認申請書の提出方法 この公告の日から平成十六年十月七日(木)までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに山梨県出納局管理課調度担当に持参すること。</p> <p>5 入札及び開札の日時及び場所 平成十六年十月二十九日(金)午後三時 山梨県県民情報プラザ(山梨県甲府市丸の内一丁目八番五号)二階会議室</p> <p>6 郵送による入札書の受領期限及び場所 平成十六年十月二十八日(木)午後五時までに山梨県出納局管理課調度担当(郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に必着する。じ。</p> <p>7 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>8 入札の無効 この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>9 落札者の決定方法 規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。</p> <p>四 その他</p> <p>1 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。</p> <p>3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。</p>	<p>4 契約書作成の要否 要</p> <p>5 その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>Summary</p> <p>1 Nature and quantity of the products to be procured Mobile collection storage racks for the Yamashiro Prefectural Museum, 1 set</p> <p>2 Date and time for tender 3:00PM October 29, 2004</p> <p>3 Bureau in charge Procurement Section, Management Division, Treasury, Yamashiro Prefectural Government 6-1 Marunouchi 1-chome Kofu-shi Yamashiro-Ken 400-8501 Japan TEL 055-223-1395</p> <p>● 一般競争入札について 次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。</p> <p>平成十六年九月十六日</p> <p style="text-align: right;">山梨県知事 山 本 栄 彦</p> <p>一 一般競争入札に付する事項</p> <p>1 購入物品等の名称及び数量 山梨県立博物館収蔵庫内資料収蔵用棚類(固定式) 一式</p> <p>2 購入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。</p> <p>3 納入期限 平成十七年二月二十八日</p> <p>4 納入場所 知事が指定する場所(山梨県東八代郡御坂町成田地内)</p> <p>二 一般競争入札の参加資格</p> <p>1 平成十六年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等(平成十六年山梨県告示第百六十七号)の一に定める競争入札に参加することができる者であること。</p> <p>2 重要文化財(文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)にいう文化財のう</p>
---	--

ち、文部科学大臣の指定を受けたものをいう。以下同じ。）又は重要文化財と同等の文化財の保管の用に供することができる収蔵棚を納入した実績を有する者又は調達することができる者であること。

3 この公告に示した物品等を確実に納入できると知事が判断した者であること。
4 納入する物品等に係るアフターサービスを知事の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

5 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県出納局
管理課調度担当 電話〇五五 二二三 一三九五

2 入札説明書の交付方法
この公告の日から平成十六年十月五日（火）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場所において交付する。

3 入札説明会の日時及び場所
平成十六年九月二十七日（月）午後二時 山梨県県民情報プラザ（山梨県甲府市丸の内一丁目八番五号）二階会議室

4 入札参加資格確認申請書の提出方法
この公告の日から平成十六年十月七日（木）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに山梨県出納局管理課調度担当に持参すること。

5 入札及び開札の日時及び場所
平成十六年十月二十九日（金）午後二時 山梨県県民情報プラザ（山梨県甲府市丸の内一丁目八番五号）二階会議室

6 郵送による入札書の受領期限及び場所
平成十六年十月二十八日（木）午後五時までに山梨県出納局管理課調度担当（郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。

7 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金
契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否
要

5 その他
詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured

Immobile collection storage racks for the Yamanashi Prefectural Museum, 1 set

2 Date and time for tender

2:00PM October 29, 2004

3 Bureau in charge

Procurement Section, Management Division, Treasury, Yamanashi Prefectural

Government 6-1 Marunouchi 1-chome Kofu-shi Yamanashi-Ken 400-8501 Japan

TEL 055-223-1395

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番